⑵　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、法人内利用ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶　リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。
３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
（退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法）
役職員の退職給付に備えるため、役員については独立行政法人国立病院機構役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また、職員については当該事業年度末における退職給付債務及び恩給制度期間を有する退職職員の負担金である整理資源に関する債務の見込額に基づき計上しております。
ただし、独立行政法人化前に発生した役職員の退職給付のうち、運営費交付金により財源措置がなされる額については、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
（会計方針の変更）
改訂後の独立行政法人会計基準等を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を職員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。
また、「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」Ｑ38－５に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を、臨時損益の区分において「退職給付会計基準改正に伴う調整額」として計上しております。
この結果、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益が620,588,150円増加し、当期純利益及び当期総利益が4,915,676,515円増加しています。また、行政サービス実施コストが4,915,676,515円減少しています。
４．貸倒引当金の計上基準
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
５．賞与引当金の計上基準
役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
６．損害補償損失引当金の計上基準
医療賠償等による損害賠償金の支払に備えるため、個別に発生可能性を検討し、その経過等の状況に基づき損失負担見込額を計上しております。
７．たな卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　医薬品
最終仕入原価法に基づく低価法
⑵　診療材料
最終仕入原価法に基づく低価法
⑶　給食用材料
最終仕入原価法に基づく低価法
⑷　貯蔵品
金券類は個別法、その他は最終仕入原価法に基づく低価法
８．リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
９．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
10．固定資産の減損の処理方法
固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成14年８月９日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第６号　最終改正　平成21年３月27日）を適用しております。
また、独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第77号）により、減価に対応すべき収益の獲得が予定されていないと認められる償却資産については、固定資産減損損失は計上せず、資産の減損額と同額を資本剰余金に対する控除として計上しております。

Ⅱ．貸借対照表

１．運営費交付金から充当されるべき退職一時金に係る退職給付引当金の見積額
72,684,585,832円
２．運営費交付金から充当されるべき退職共済年金に係る恩給負担金の見積額
159,989,000円
３．金融商品関係
⑴　金融商品の状況に関する事項
当機構は、資金運用については預金及び公債に限定し、また、資金調達については財政融資資金からの借入及び財投機関債の発行によっております。
診療報酬債権に係る回収リスクは、収入管理事務要領等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債のみを保有することとし株式等は保有しておりません。
借入金等の使途は事業投資資金であり、主務大臣により認可された資金計画に沿って、資金調達を行っております。
⑵　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	88,807	88,807	－
⑵　医業未収金	158,279	158,279	－
⑶　買掛金	(40,647)	(40,647)	－
⑷　未払金	(76,593)	(76,593)	－
⑸　長期借入金	(418,543)	(439,209)	(20,666)
⑹　リース債務	(6,369)	(6,359)	(△10)